平成２５年（フ）第１２０４号
福岡市城南区友泉亭９番10号
破産者　中原美紀子
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３３８号
福岡市博多区板付７丁目１番６―802号
破産者　林田　博也
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０６号
札幌市北区百合が原５丁目４番31号　ファーミィ太平館百合が原102号、申立時の住所札幌市北区拓北５条２丁目４番24号
破産者　野口　　旭
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第５地割36番地３
破産者　石山　健二
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第６００号
仙台市宮城野区福室３丁目29番18号　レジデンスコスモスＢ―205
破産者　佐藤　祐子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９６号
栃木県佐野市戸奈良町81番地１
破産者　三関　幸子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第９７号
栃木県佐野市大橋町3222番地２　マインズハイツ201号室
破産者　三関　英幸
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第３４７号
大阪府豊中市寺内２丁目13番11―203号、開始決定時の住所埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目１番７号　アーバン清水301
破産者　中村　裕行
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１７号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番９―403号
破産者　三葛　恒雄
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５２１号
埼玉県越谷市弥栄町３丁目43番地６、旧住所埼玉県越谷市弥栄町１丁目105番地240
破産者　降矢　誉弘
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
横浜市泉区中田南２丁目34―22　有限会社織笠建築内、開始決定時の住所神奈川県横須賀市太田和１丁目11番16号
破産者　秋本　康臣
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３０５号
相模原市南区東林間６丁目１番１―403号
破産者　大湊　光雄
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３０９号
静岡県駿東郡清水町柿田214番地の21　サンドマーニ　二号館303、前住所静岡県沼津市本字千本1901番地の２
破産者　芹澤　礼子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
静岡県御殿場市西田中163番地の７　ユンヌバーグＢ102、前住所静岡県裾野市茶畑422番地の３　エクメネーキヤ203
破産者　芹澤　豊彦
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
広島県広島市安佐南区山本４丁目12番62―202号、従前の住所兵庫県揖保郡太子町鵤1253番地１
破産者　香山　太作
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１１７９号
広島市東区戸坂桜東町11番22号、申立時の住所広島市東区戸坂大上４丁目16番28―401号
破産者　赤木　敏男
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８６号
広島市佐伯区八幡３丁目28番８―103号、申立時の住所広島県廿日市市上の浜１丁目９番23号
破産者　原　　陽子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８号
広島市東区上大須賀町９番26―501号
破産者　平田　洋一
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部